

月報私学12

2017
Vol.240



学校法人 松浦学園 城北高等学校は、熊本県北の温泉と古墳の街、山鹿市において、人生と生命と向き合う4学科(普通科、調理科、医療福祉科、看護・看護専攻科)を設置し、建学の精神「人間をつくる」を貫く教育の展開に取り組んでいます。今年、創立50周年を迎え、「翔～今、ここから～」をテーマに、これからの100年へ向けた歩みへとつながる挑戦を続けています。

写真提供：学校法人 松浦学園（熊本県山鹿市）

CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果／
平成29年度 私立大学等経常費補助金第一次交付…………… 2
- 経営実務Q & A…………… 3
- 事業団資金で明日を拓く…………… 4
- 連載④⑥「魅力あふれる学校づくりを目指して」
建学の精神「人間をつくる」を礎に魅力ある学校へ…………… 6
- 寄付金募集のご案内…………… 9
- 平成29年 共済業務の年間報告／ガーデンパレスの年末年始期間の営業…………… 10
- 平成28年度 特定健康診査等の実施結果…………… 11
- 被扶養者認定申請事例（父母の認定、外国籍の家族の認定）…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成29年の会計検査院实地検査は、28年11月から29年5月までの間に、大学法人26法人に対して実施されました。検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

【一般補助】

- ・当該年度の5月1日時点で休暇等により、当該年度に勤務しない期間が6か月を超えると判断される助手を算定の対象として申請していた。
- ・調理師等の職務に従事する職員、同窓会、父母会等の業務に従事する職員を算定の対象として申請していた。

【特別補助】

大型設備等運営支援において、所要経費の実績が申請時（見込み）を下回っていたが、報告していなかった。

【改革総合支援事業①】

タイプ1の設問「シラバス第三者チェック」の取組について「全

学部等・研究科かつ全学年で実施している」と回答していたが、一部の学部等において実施されていなかった。

【改革総合支援事業②】

タイプ1の設問「学長裁量経費等」の取組について「設けている」と回答していたが、あらかじめ学長裁量経費等として別枠の予算が確保されておらず、また、当該経費が学内における公募による自由競争によって配分されるものではなかった。

【改革総合支援事業③】

タイプ3の設問「学生派遣・受入」の取組について「実施している」と回答していたが、単位互換協定による学生の派遣・受入であった。

【改革総合支援事業④】

タイプ4の設問「国際化推進体制」の取組について「整備している」と回答していたが、いずれの学部長も構成員に含まれておらず、全学的な体制となっていないかった。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人は、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加

え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

私学事業団においては、29年度私立大学等経常費補助金事務担当者説明会においても、28年度に引き続き改善策等の具体的事例を取り上げるとともに、改革総合支援事業については、申請ミスの具体的事例を数多く取り上げ、チェック体制の強化を促しました。今後も、制度の理解が深まるよう同説明会の内容検討や調査票記入要領の見直しを進めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

平成29年度 私立大学等経常費補助金 第一次交付

29年度私立大学等経常費補助金の第一次交付については、629法人855校に対し、1443億8340万円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任教員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教育研究経常費、厚生指導費の5費目で、29年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定

しています。

なお、今回交付の対象とならない教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価経費、私立大学等改革総合支援事業及び特別補助については、30年3月に交付する予定です。

表 平成29年度 第一次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算 千円	交付決定額 (資金交付額) 千円
大学	528	562	—	134,939,047
短期大学	100	290	—	9,219,219
高等専門学校	1	3	—	225,134
合計	629	855	317,002,428	144,383,400

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助
03(32230)

特別補助
7300~7302・7313
7306~7308・7314

私立大学等改革総合支援事業
03(3230)7303~7305
7309~7312

03(3230)7295・7296

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、「ご参照ください」

施設解体に伴うPCB処分費用

Q1 校舎改築のため既存の建物を解体した際に、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が使用されている蛍光灯がありました。業者が決定し処分することとなりましたが、その際の処分費用は「教育研究経費（支出）」か「管理経費（支出）」のどちらで処理すべきでしょうか。

A PCBは昭和47年以前に製造された照明器具等で使用されている可能性が有害な物質です。処分する際は自治体に届け出を行い、認定された施設に処分を委託する必要があります。

教育関係の固定資産の取り壊し費用は「教育研究経費（支出）」、管理関係の固定資産の取り壊し費用は「管理経費（支出）」として処理します。よって、建物の当初の使用目的により経費を区分し、処分する廃棄物が校舎で使用されていた場合は「教育研究経費（支出）」で処理することが妥当です。

計算書の科目省略

Q2 事業活動収支計算書において、特別収支の支出に該当する金額がなかったため、事業活動支出の部を省略して計算書を作成することは可能ですか。

A 学校法人会計基準の第五号様式（注）1には「この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする」と記載されていますが、省略可能な科目は小科目のみであるため、該当がない場合でも特別収支の事業活動支出の部を表示し、大科目の「資産処分差額」及び「その他の特別支出」に0を計上する必要があります。

なお、この考え方は資金収支計算書及び貸借対照表についても同様です。

〔参考〕 「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集（平成26年2月 文部科学省高等教育局私学部参事官） Q9

FD・SDにかかる経費

Q3 本学では教員及び職員にさまざまな研修を行っていますが、教管の区分については、教員の研修にかかる費用を教育研究経費、職員にかかる研修を管理経費で処理すべきでしょうか。

A 研修にかかる費用の教育研究経費と管理経費の区分は、研修の目的や対象者等といった実態で判断する必要があり。したがって、教員が対象でも外部資金獲得に関する研修等の直接教育研究と関係がない研修費用は「管理経費」で処理し、職員が対象でも学生指導等の教育研究のための研修であれば、「教育研究経費」で処理します。

なお、業務と直接関連しない研修で、人材養成という人事的な側面が大きい場合は「管理経費」となることも考えられるため、内容を十分把握のうえ、判断してください。

ホームページの作成にかかる経費

Q4 学校のホームページの作成費用は管理経費で処理していますが、一部に学生がIDやパスワードでアクセスして時間割などが確認できるページがあります。このページにかかる開発費用等の経費は「教育研究経費（支出）」か「管理経費（支出）」のどちらで処理すべきでしょうか。

A 学校のホームページにかかる経費は、広報にかかる経費として管理経費で処理することが原則ですが、質問のように学生専用のページにかかる経費は「教育研究経費」で処理することが妥当と考えられます。その際には委託業者の見積書等から学生専用ページにかかる経費を把握できることが必要であるため、それらの根拠資料に基づいて処理する必要があります。

短期留学にかかる参加費

Q5 本学では、正課の教育としてすべての学生に1か月の留学を実施していますが、その際に学生から留学先の大学にかかる授業料を徴収して先方の学校に送金しています。この場合の会計処理はどのように行えばよいですか。

A 正課にかかる費用として徴収しているものなので、学生生徒等納付金の授業料又は実験実習料等で処理し、先方へ送金する際の支出は教育研究経費の報酬・委託手数料等で処理することが妥当です。正課の位置付けではなく、希望者のみの留学に対して学校が手続きを代行するために徴収する場合は、預り金で処理します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(32330)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

事業団資金で明日を拓く

✿事業団融資をご利用いただいた学校紹介✿

学校法人 ヴォーリズ学園
 対象校 近江兄弟社中学・高等学校
 所在地 滋賀県 近江八幡市
 対象事業 体育館新設
 応対者

理事長・学園長 池田 健夫氏
 高等学校 校長 藤澤 俊樹氏

ヴォーリズ学園は、歴史的な街並みが残り、風情豊かな滋賀県近江八幡市にあります。

同学園は、名建築の設計者としても知られるW・M・ヴォーリズとその妻一柳満喜子により1922年に創立されました。その後、ヴォーリズ夫妻の「奉仕の心と正義感をもって行動できる人間に成長してほしい」という願いを込めて、聖書の言葉から「地の塩・世の光」を学園訓として、学生の指導にまい進され、現在では、こどもセンターから高等学校まで2500名を超える児童・生徒が在籍する総合学園となっています。

そして、2015年「ヴォーリズ・スピリッツ」を受け継ぎ、その名を残したいという思いから、学園名を近江兄弟社学園から「ヴォーリズ学園」に

改称し、新たな歴史を歩み始めました。今回は、事業団融資の対象となった新体育館「ヴォーリズ記念アリーナ」について、同学園の皆様にお話を伺いました。

― 新体育館建設のきっかけや経緯について教えてください。 ―

既存の体育館は、創立50周年の記念事業として1972年に建てられたものでした。それから年月が経ち、生徒数が増えて手狭になり、新体育館の建設が大きな課題となりました。また、体育科教員からの強い要望もあり、学園の施設整備計画である「21世紀グラウンドデザイン」(2002～2017)に「第二体育館の建設」を書き込みました。

しかし、建設用地が容易には見つからず、用地探しに3年間、足を棒にして歩き回りましたが、ついに学校の周辺には見つかることができました。その後、再度、学園敷地内を調査して、テニスコートと弓道場を移転し、隣地を買増すことで、当該地に新体育館を建設する目途が立ちました。また、そこは既存の体育館の南に接する位置だったので、新体育館を「メイン

アリーナ」に、既存の体育館を改修して「サブアリーナ」に、両館を合わせて「ヴォーリズ記念アリーナ」として、一体的に活用することにしました。建設に着手した2015年以来、企画から完成まで3年にわたり「施設整備委員会」等の話し合いを約200回重ね、委員会での多様な意見を反映させ、「ヴォーリズ記念アリーナ」は2017年9月、オープンしました。



天井の木の梁が特長的なメインアリーナ

― 新体育館の特長を教えてください。 ―

何といっても屋根、壁、床に木材をふんだんに使っているところです。特に天井の三層の木の梁が特長的です。大断面集成材を使い、木質感たっぷりの面白いデザインになりました。

体育館に入った瞬間に、木の香り、ぬくもりを感じ、暖かみがあり、穏やかな気持ちになる。体育館としては珍

しい建物になっています。奇をてらわず、使う人がほっと落ち着くというのがヴォーリズ建築の良さであり、その流れに沿ったもので、ヴォーリズの気持ちが良く表れています。また、この木材の屋根は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの主会場である国立競技場の屋根にも採用されており、今の時代をしつかり表現した建物にもなっています。

― 竣工後の変化を教えてください。 ―

日本の学校における体育館の意義は、「全校生徒が集合できる場所であること」です。生徒数が増えたことにより、中学生と高校生が一堂に集まる場所がありませんでしたが、このアリーナが完成し、その竣工式の際に、約30年ぶりに中高生が一堂に会して、ハレルヤコーラスを行うなど、記念すべき



メインアリーナ竣工式

イベントを実施することができました。入学式では、プロジェクターを使い、壁に生徒が入場してくる映像を流すなどして、単なる体育館というよりも式典なども行えるアリーナとして活用しており、体育館という枠組みを超えた空間ができました。



活気にあふれたクラブ活動

また、これまでは、体育の授業やクラブ活動を市の体育館を借りて行うこともありました。学園内で行う場合でも、クラブ活動は中学生が終わってからも、高校生が行っていたので、どうしても終了時間が遅くなってしまいました。それが、今回のアリーナ建設により中高同時に行えるようになり、クラブ活動は遅くとも20時には終了できるようになりました。これからは今までにも増して充実した活動ができるので、生徒たちも活気にあふれています。

― 生徒など周囲からの反響はいかがでしたか。

入学式では、毎年、校長が式辞を述べますが、今回が一番、生徒が集中して聞いてくれました。まず会場に入ってきた時の生徒の表情が、例年とは明らかに違いました。

実は、教師の熱意があれば施設はそれほど重要ではないのではないかと思っていました。しかし、今回のアリーナ建設によって、施設が教育に与える力は非常に大きく、「優れた建物は人を育てる」ということを実感させられました。

― 今後の展望を教えてください。

学園の長期計画である「21世紀グラウンドデザイン」は、今回のアリーナ建設をもって終了し、これからは「フロントティアプロジェクト」という新しい段階の長期計画に入っていきます。フロントティアプロジェクトの大きな項目のなかに、NPO法人ヴォーリス倶楽部などによる「地域創生事業」があります。ヴォーリス倶楽部には、現在バスケットボール、バレーボール、バドミントンの3種類のチームがあり、地域にスポーツ文化を提供して、地域の活性化に貢献しています。

今回のアリーナ建設が、地域創生事業のさらなる発展につながると考えています。

また、クラブ活動を今後どのように

展開していくのかというのが大きな課題としてあります。2024年に国体が滋賀県で開かれることになっており、県の教育委員会から国体に向けた強化拠点校として、多くの種目が指定されています。そのステージとしてこのアリーナをどのように活かしていくか考えて行きたいと思います。

― 事業団融資を利用された理由について教えてください。

これまでも事業団からの融資は利用させていただいています。学園の施設整備を計画的に行うという時に、事業団の融資は民間の金融機関に比べ、長期低利であり、有利な点がたくさんあるため、利用させてもらいました。

今後も、校舎建て替えなどの際には、また融資を受けたいと考えています。

取材後記

今回の取材に当たり、「ヴォーリス記念アリーナ」の天井を見た時、梁の曲線の美しさ、鉄骨にはない、木の暖かみや優しさを感じました。木をふんだんに使ったことで、新しい建物でありながら、どこか懐かしさを感じる、そんな体育館でした。

また、見学している間、ちょうどバレーボール部の生徒が、クラブ活動をしているところに立ち会うことができ、新しい体育館で、生き生きと目を輝かせて活動していたのが印象的でした。

「ヴォーリス記念アリーナ」には「平和の祈り」というモニュメントが掲げられています。



「平和の祈り」のモニュメント

このモニュメントは、キリスト者として、生涯に渡り世界平和を願った創設者W・M・ヴォーリスの意志を引き継ぎ、学園から平和を発信しようという思いで掲げられています。

常に平和への願いを絶やさぬように、他の電気を消灯した後も、ここだけはずっと明かりを灯し続けているそうです。

このモニュメントの灯火のように、生徒たちの目の輝き、そして、ヴォーリス学園の繁栄がずっと続いていくことを心よりお祈りします。

お忙しい中、取材にご協力いただいた皆様には大変感謝申し上げます。

【取材 企画室】

魅力あふれる学校づくりを目指して

建学の精神「人間をつくる」を礎に
魅力ある学校へ

学校法人 松浦学園 城北高等学校 校長 竹原 英治

はじめに

私学の生命線は、建学の精神を貫く教育ができるかどうかです。

本校の建学の精神は「人間をつくる」です。この精神をどう本校教育に貫いていくか、それが魅力につながると思います。また、魅力ある学校とは、校内にどれだけ人を魅了する「オーラ・雰囲気」が漂っているかだと思っております。そのオーラが学校を生き残らせるのだと考えます。私が考える「人を魅了する学校のオーラ・雰囲気」とは、学校の建学の精神に、教育理念に、職員のベクトルが揃っていることだと考えます。毎日の教育に誇りを持つ職員と笑顔の数が、そして職員のはつらつとした動作の数が、職員のワクワク感が学校のオーラ・雰囲気を醸し出すのです。そんな学校をどうつくっていくのかについて、全職員で話し合っています。

教育理念は「心を磨く」

本校の教育理念は「心を磨く」です。自然豊かな丘の上にある「城北高等学校」。周りには古墳群や装飾古墳が

日本で一番多く存在しているこの山鹿の地を「日本人の心のふるさと」と私は呼んでいます。その丘の上にある学校に続く坂道に「この坂を上(のぼ)れば希望がある」の表示板があります。その意味については、生徒、職員それぞれ自分の中に物語を持っていると思いますが、私は、「この坂を上(のぼ)って城北高等学校で学べば、変わる。変わる。日々成長する。」と言います。そして「坂道は人生であり、希望とは人は一生死ぬまで成長できる存在であるということ」と生徒に話します。生徒たちは「この坂を上れば希望がある」を学校スローガンと位置づけ、全校集会などで「希望コール」と称し、こぶしを突き上げ、全員で声を揃えます。今年で50周年を迎えた本校は、「目の前の生徒の心を磨けば100年先に花が咲く」と、百年の計を掲げて「人間をつくる」という建学の精神をさらに深める教育に取り組んでいます。それは生徒たちの「心を磨く」ことです。仲間と心を磨き合うことを具体的に実践させる教育に取り組んでいます。その指標として、「自分のことより先ず人のことを思え」の言葉を城北魂(ス

ピリッツ)と定め、このスピリッツを高校生活の中で具体的に実践すること。生徒たちが考え、自ら行動できるような取り組みを進めています。



城北スピリッツ

「心を磨く」教育の実践

毎週月曜日の朝に体育館で、全校生徒による朝会を黙想教育中心に実施しています。そこで生徒指導部長は黙想の中、自分の「心のコップ」が真上を向いているかを繰り返し確認します。城北高等学校の「心のコップ」は先生や友人、家族からの話やアドバイスなどを傾聴し、自分に取り込んでいくための入れ物である、「誠実さ」と「謙虚さ」を意味します。

それから「腰骨を立てる姿勢」の確認のあと、丹田で息を深く吸い込み長く息を吐く「丹田呼吸」の実施と「心

の掃除」を確認します。城北高等学校の「心の掃除」は人に美しさ、気持ちの良さを与えるために自分の持ち場を無言で清め、時間があれば他の人の場所を手伝う掃除です。月に2回は、生徒・職員全員で「今日の論語」として論語の素読を行い、論語の「仁」や「徳」の道と城北スピリッツを重ね、生徒の心に論語の教えを刻みます。



丹田呼吸による黙想

学びのサポート 〈3本の矢〉
「希望塾」「希望タイム」「二歩学習」

学ぶ原点を「人に何かを与える力を備えること」と捉え、社会貢献できる力の育成に努める本校は、普通科、調理科、医療福祉科、看護・看護専攻科の4学科において、謙虚に真つすぐ学ぶ「心」づくりに取り組んでいます。各科の専門学習に加え、生徒の学びを

サポートする、「3本の矢」を設定しています。

まず、国公立大学、難関私立大学進学希望者を対象にした「希望塾」です。これは、放課後の課外後に開く学校内の学習塾のことで、無料で高難度の講義を受講できます。明確な意思・目標を持ち、進学に向けた意欲がある生徒が受講しています。

次に「希望タイム」です。これは、全校生徒を対象とした基本の学び直しができる時間のことです。毎週月曜日の7限目を実施しています。課題を理解し、できるようになるまで再テスト、再々テストを実施し、学力の定着を図ります。

3本目は、「一歩学習」です。学習で支援が必要な生徒を対象として、生徒の個に合わせて、繰り返し学習がされます。

この3本の矢を充実させ、個々の個性や進度・目標に合わせた「わかる授業」の徹底を図り、「楽ではないが楽しい」校風をつくっています。

教育は『希望』

私は、「毎日100人声かけ」を続けています。生徒の名前を読んで、一言、声かけをします。「○○くん 君はいつも気持ちのいいあいさつをしますね、ありがとう」「○○さん あなたはいつも笑顔がすごいですね」から

「昨日、授業のぞきましたよ、いい質問していましたね」「図書館の先生に聞きましたよ、君が本校で一番本を読みました。君は人命救助したそうですね」などと声をかけます。必ず生徒の名前で呼びます。それだけで生徒は、この学校に「居場所」があると思うからです。「生徒を見つめ、名前を呼び、声をかける」温かで、豊かな実行の日々です。何でもないことです。

◆美しい学校に美しい心が

生徒たちが底抜けに明るく、温かい、そして輝く表情が印象的な学校です。これが、本校を訪れる皆さんから聞こえてくる本校の印象です。その印象をつくるのは職員のオーラです。



心の掃除

私は、県道から学校の正門に続く「希望の坂道」を、毎朝、箒で掃きます。清らかな学校へ続く道を登校すると、

生徒たちの心は清らかになると信じているからです。校内にある何本かの散水用のゴムホースが整然と渦巻き状に置かれています。傘立ての傘が真っすぐ垂直に立ってあります。箒立ての箒も同様です。生徒の目につく校内のものも整然としています。だから本校には塵一つ落ちていません。そこから生徒の清らかな心が育ちます。「美しい学校からしか、美しい心は育たない」と職員と常々話しています。

◆利他の精神

今年度の1学期の終業式の式辞で全校生徒に私から夏休みの宿題を出しました。「お先にどうぞ」の声かけ実行です。『夏休みにコンビニエンスストアやいろんなお店に行くと思います。その店のレジの前でお客様と鉢合わせることがあるでしょう。その時には「お先にどうぞ」の声をかけてください。』と話しました。

本校生徒には常々「みんなアニメの主人公のような精神を持つ」と話しています。ことあるごとに話します。このアニメの主人公は、自分の顔をちぎってひもじい人に差し出します。顔をちぎることは自分が傷むことです。自分が苦しい思いをすることです。自分を犠牲にすることです。「自分を犠牲にして人に温かい気持ちを差し出す行動ができる高校生になろう。1%でもいい1%そのアニメの主人公に近づこう」と話します。

◆城北ファイロソフイ

「何か手伝おうか」これが城北ファイロソフイです。全体職員室や各教科の職員室に掲げています。職員の負担感はおーラを消します。職員が互いに手伝い合う職場の雰囲気を作る。その第一歩が「何か手伝おうか」の声をかけ合うことです。その言葉が自然と発せられる環境が学校には必要です。

『希望線』を引く

城北高等学校は心の偏差値で日本一を目指す高等学校です。そのための希望線を引きます。希望線とはビジョンを越えるボーダーラインのことです。希望線は誰もが自由に引けます。私が引く次の4本が、私が希望する城北高校生への希望線です。

(1) 勉強する理由をしっかりと自分のものにしていく高校生に

なぜ、勉強しなければならないのか？誰のために学校に行くのか？勉強することによって自分はどうなるのか？学ぶとはどんな意味があるのか？そのことを納得するまで考える高校生であって欲しい。人生において、良き仕事ができる力を生きた力とするならば、読解力と想像力と表現力を身に付けることが必要だと考えます。この力があればあるほど、人に喜びを与えられるのです。その力をつけるためには学校で真剣に授業を受けることです。

(2)本を多く読み、自ら学び、自ら考え、自分の考えを表現できる高校生に

読書をするには読解力が必要です。読解することで想像力を高めます。「想像力」が「創造力」を高めるのです。紙に書かれた文章のページをめくると、何度も元に戻って読み返すこと、目の前の何十冊の本の現物に触れることができ、眺められることも本の魅力です。本に触れ、読書を通して自分の考えを持ち、自分を表現できる高校生であって欲しいと思います。

(3)持続可能な地球を意識する高校生に
「持続可能な地球を考える」高校生でなくてはなりません。宇宙にある地球の上で生活する人間社会がより良い社会になるために、平和の尊さや省エネ、エシカル(倫理的)環境保全や社会貢献)や「足りるを知る思想」を持つ高校生であって欲しいと願います。

(4)利他の心で徳を積む高校生に
世界を、より良い社会にするための一歩は、目の前の塵を黙って拾う行動が当たり前になることです。コンビニエンスストアのレジの前で「お先にどうぞ」が言えることです。温かい笑顔のあいさつが毎日できることです。学校のトイレを汚さないことです。そんな徳を当たり前に積む高校生であって欲しい。

この4本の「希望線」について、生徒会役員を中心に、全校生徒で、考え合う取り組みを広げていこうと話合っています。



心を磨く「論語教育」

おわりに

「教育は希望である」という信念を持ち、これまでこの道を歩んできました。地球の未来は、「教育からしか生まれません」。「教育」とは子どもたちに「希望」を与えることです。目の前の子どもの心を磨き、心豊かな人間をつくるのが未来の地球を豊かにする資源になると信じ、今日も100人の生徒の名前を呼びます。

寄稿者紹介

竹原 英治(たけはら えいじ)

熊本県立高校保体教諭、県教委課長、県立高校長歴任。平成24年より現職

「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標題の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいるさまざまな改革事例等を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしています。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集〕をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載していますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしています。

過去の掲載記事

掲載号	掲載法人	タイトル
1月号 (VOL.229)	ワタナベ学園	期待されるエデュ・ケアを目指して
4月号 (VOL.232)	盛岡大学	次なる躍進に向けて
7月号 (VOL.235)	第一学園	理念の明確化・見える化により、関係者全員が納得し、協力し、育ち合える学園を目指して
11月号 (VOL.239)	北陸学院	3歳から22歳までのキリスト教継続教育で魅力づくり



〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7809~7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

寄付金募集のご案内

寄付は積極活用する時代です。
国も各種制度で促進しています。

私立学校を取り巻く環境は、大変厳しさを増していますが、私立学校が取り組む多様で特色ある教育・研究の促進は、我が国がさらなる発展を遂げるためにも、ますます重要性が増しています。

しかし、私立学校の発展のためには、財源の多様化や経営基盤の安定が不可欠であり、そのためには、寄付金の獲得が大変大きな課題となっています。

寄付金募集は特別なことではありません。地域や企業などそれぞれの私立学校にとって大切な応援者を増やす取り組みです。未来をつくる子ども達のために、ぜひ寄付金募集への取り組みをご検討ください。

なお、私立学校への寄付金には、各種の税の控除制度が設けられており、寄付金募集を支援しています。

ここでは、税の優遇措置について概要を説明します。

I 受配者指定寄付金制度について

受配者指定寄付金は、所得税法及び法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金であり、寄付者が企業等の場合には寄付額の全額を損金の額に算入することができる制度です。

本制度は、寄付先の私立学校を設置

する学校法人を指定して私学事業団に寄付をするものであり、学校法人は、本事業団に寄付金配付申請書を提出し、審査を経たうえで本事業団から寄付金を受け取るようになります。

なお、この審査とは、原則として対象となる私立学校の教育・研究に充てられる事業であることを確認するためのものであり、受領した寄付金の全額が指定された学校法人に配付されます。

ただし、制度の利用には一定の要件がありますので、詳しくは助成部寄付金課までお問い合わせください。

本制度は、学校法人にとって、寄付者が企業等の場合、寄付額の全額が損金の額に算入できる唯一の制度であることから、本制度を活用することにより効果的に寄付募集に取り組むことができます。

※個人寄付については、優遇措置が、特定公益増進法人への寄付と同じ内容になります。特定公益増進法人制度をご活用ください。

II 特定公益増進法人について

個人が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与する法人（特定公益増進法人）に対し、その主たる目的である業務に関連する寄付金を支出した場合には、所得税法の規定に基づき「所得控除」を受けることができます。

寄付者は、確定申告の際、学校法人

からの領収書及び当該学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

「特定公益増進法人」であることの証明書をを得るためには、所轄庁へ申請が必要です。

学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明を受ける際には特別な要件を満たす必要はなく、難しい手続きもありません。詳しくは所轄庁にお問い合わせください。

※企業等法人からの寄付についても、一定の割合で税の控除が受けられますが、寄付額の全額が損金の額に算入できるのは受配者指定寄付金制度のみとなります。

III 個人寄付の税額控除について

個人が寄付実績等にかかる一定の要件を満たした学校法人に寄付金を支出した際、寄付者は「税額控除（個人の所得税額から寄付金額－20000円）×40%の額を直接控除」を受けることができます。

寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

学校法人が「税額控除対象法人」で

あることの証明を受けるためには、次の二つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

1 実績判定期間（過去5年度）に30000円以上の寄付金を支出した者（判定基準寄付者数）が平均して年に100人以上いて、かつ、寄付金額が年平均30万円以上あること。

2 実績判定期間（過去5年度）における経常収入金額に占める寄付金収入金額の割合が、5分の1以上であること。

※当該要件には緩和措置があります。手続きや必要書類等につきましては、各所轄庁にお問い合わせください。

「税額控除」は、「所得控除」に比べ、特に小口の寄付金支出者への減税効果が高いことが特長です。これまで以上に幅広い寄付者に減税効果が及ぶことで、寄付者が増えることが期待されます。税額控除制度の積極的な活用をご検討ください。

本事業団では、受配者指定寄付金制度をはじめ、これら諸制度について詳細に記載した「受配者指定寄付金（寄付金事務の手引き）」を発行しています。

詳細は、本事業団ホームページ（助成業務▼寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」）をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7316～7318

平成29年 共済業務の年間報告

【資格関係】

- 養育特例の対象範囲の拡大（1月）
- 加入者及び被扶養者のマイナンバーの収集、報告開始（1月）
- 短時間労働者の適用拡大の促進（4月）

【掛金関係】

- 短期給付分掛金率（4月）
8・232%に据え置き
- 短期給付分掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」の改定（4月）
4月～ 3・52%
- 介護分掛金率の改定（4・8月）
4月～7月 1・231%
介護納付金にかかる総報酬割の導入に伴う改定
8月～30年3月 1・361%
- 子ども子育て拠出金の変更（4月）
0・23%に引き上げ
- 任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額の改定（4月）
上限額を38万円に改定
- 任意継続掛金（毎月納付のみ）口座振替制度導入（4月）
- 退職等年金給付の掛金率（4月）
1・50%に据え置き
- 加入者保険料率の改定（9月）
9月～30年3月 14・265%
- 【短期給付（医療）関係】
● 高齢受給者の高額療養費の自己負担限度額の引き上げ（8月）

共済業務

【年金等給付関係】

- 厚生年金給付・共済年金給付の年金額の改定（4月）
0・1%の引き下げ
- 在職中の老齢厚生年金・退職共済年金の停止基準の変更（4月）
支給停止調整変更額等を47万円から46万円に引き下げ
- 年金受給資格期間の短縮（8月）
25年から10年に短縮
- 退職等年金給付の基準利率・年金現価率の変更（10月）
基準利率を0・00%に変更、併せて年金現価率も変更
- 退職等年金給付の改定（10月）
年金現価率の変更に伴う退職年金額の改定

【福祉事業関係】

- 郵送検診「子宮頸がん検診」の終了（3月）
- 共済定期保険事業「3大疾病保障コース」への新規特約付加（29年度後期募集30年4月保障開始）（10月）

【震災関係】

- 東日本大震災の福島原発災害、熊本地震による加入者等の一部負担金の免除期間の延長（3月）

【その他】

- 「私学共済ホームページ」加入者用ページのパスワードを変更（6月）
- ルクセンブルクとの社会保障協定の発効（8月）

ガーデンパレスの年末年始期間の営業

ガーデンパレス名	12月27日～1月3日の宿泊		備 考
	休業日	料 金	
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	なし	通常料金	●12月26日21時～27日9時まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●四川飯店は12月29日～31日まで休業 (1月1日17時から通常営業)
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	なし	通常料金	●12月30日～1月3日までの夕食は予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	12月29・30日 1月2・3日	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊朝食) シングル 10,300円～ ツイン 21,000円～	●年末年始プラン期間は、12月31日・1月1日 ●洋食レストランは、12月31日(昼食)～1月2日(朝食)まで正月特別メニュー ●和食堂は、1月1日～7日まで正月特別メニュー
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	なし	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) シングル・ツインとも 1名様 15,500円～	●年末年始プランは、12月27日～1月5日まで ●和食堂は、12月28日～1月8日まで17時から21時までの営業 ●洋食レストランは12月30日～1月3日まで21時までの営業(カラオケ・バーは一部休業日あり。詳しくはお問い合わせください) ●コーヒーラウンジは、12月27日～1月3日まで休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	なし	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) シングル 19,300円～ ツイン 36,800円～	●年末年始プラン期間は、12月31日～1月3日まで ●和食堂は、12月31日(夕食)は休業、1月1日～3日まで限定メニュー ●洋食レストランは、12月31日(昼食)～1月4日(朝食)まで年末年始特別メニュー
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	なし	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) 1名様 14,600円～	●年末年始プラン期間は、12月31日～1月3日まで ●洋食レストランは、1月1日～4日(朝食)まで正月特別メニュー ●和食堂は、12月31日～1月3日まで年末年始特別メニュー ●1月1日・2日9時30分～ロビーにて「餅つき大会」開催
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	なし	通常料金	●和食堂は、12月31日～1月4日まで年末年始特別メニュー
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	12月29日	通常料金	●12月29日11時～30日11時まで、電気設備保守点検のため、全館休館

※通常料金については、各ガーデンパレスのホームページをご覧ください。

平成28年度 特定健康診査等の実施結果

福祉部 保健課

平成28年度特定健康診査等（以下「特定健診等」といいます）の実施結果は、下表のとおりとなりました。

学校法人等からの特定健診等結果データの提出協力によって、28年度の実施結果については、特定健診受診率が合計で前年度の64・0%から65・4%となりました。また、受診券を送付している被扶養者の受診率は昨年と同じく29・6%にとどまり、目標に対しては大きく下回る結果となりました（表1参照）。

特定保健指導については、忙しくて受診する時間が取れない、受診機関の確保が難しいなどの理由から、実施率は加入者、被扶養者ともに低い状況が続いています（表2参照）。対象者の利便性を考慮した会場型及び学校訪問型の特定保健指導（※1）も実施していますので、加入者等の健康管理にぜひお役立てください。

特定保健指導対象者への受診勧奨

特定健診等結果データを受理した後、その人に適応した健康情報冊子「QUPIO（クピオ）」（特定保健指導が必要な人には利用券を同封）を学

校法人等宛てに送付しています。対象者への配付及び特定保健指導の受診勧奨にご協力ください。

平成29年度特定健診等 結果データ提出時のお願い

29年度の健診結果データについては随時受け付けていますが、提出期限の直前は非常に受付件数が集中します。このため、健診データの登録作業等が集中し、QUPIO等の発送が遅延する場合があります。そのような状況を避けるためにも、健診データについては、健診終了後の速やかな提出にご協力ください。

また、健診結果データは、私学事業団の健診結果提出用エクセル形式、CSVデータ形式、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成していただく、健診データチェック機能（※1）を活用できて不備データの解消にもなりますので、可能な限り電子データでの作成をお願いします。

※1 詳細については、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」特定健康診査・特定保健指導」に掲載しています。

共済業務

平成28年度特定健康診査等の実施結果報告（抜粋）

表1 特定健診実施者数

（単位：人）

区 分	a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a+b)
A 対象者数	284,758	111,497	396,255
B 実施者数	226,081	33,005	259,086
実 施 率 (B/A)	(79.4%)	(29.6%)	(65.4%)
実施率目標	88.0%	62.0%	80.0%
目 標 差	△8.6%	△32.4%	△14.6%

表2 特定保健指導対象者及び終了者数

（単位：人）

区 分	a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a+b)	
A 評価対象者数（※2）	226,168	33,015	259,183	
対 象 者	B 動機づけ支援 (B/A)	21,100 (9.3%)	1,950 (5.9%)	23,050 (8.9%)
	C 積極的支援 (C/A)	19,326 (8.5%)	609 (1.8%)	19,935 (7.7%)
終 了 者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,655 (12.6%)	169 (8.7%)	2,824 (12.3%)
	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,831 (9.5%)	36 (5.9%)	1,867 (9.4%)
	終了者数合計 (D+E)/(B+C)	4,486 (11.1%)	205 (8.0%)	4,691 (10.9%)
目 標 等	実施率目標	25.0%	25.0%	25.0%
	目 標 差	△13.9%	△17.0%	△14.1%

平成29年度も引き続き
実施率目標達成に向けた
協力をお願いします



メタボキング

※2 健診実施者には、すべての健診は受診できなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者も含まれています。

被扶養者の収入限度額

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与収入だけの人	130万円未満	130万円未満
給与収入以外（年金収入を除きます）の所得のある人	130万円未満	130万円未満
障害年金を受給している人	180万円未満	180万円未満
老齢・退職・遺族年金等を受給している人	130万円未満	180万円未満

父母を認定する場合の収入限度額の合算額の例

いずれの事例も、加入者の年収見込み額が父母の収入合計額を上回っていると仮定します。

事例A	所得の種類	収入	収入限度額
父 62歳	公的年金等	170万円	< 180万円
母 61歳	パート収入（年金なし）	80万円	< 130万円
父母の世帯収入合計額		250万円	< 310万円

⇨父母のそれぞれの収入額、父母の世帯収入のいずれも、収入限度額（合算額）未満なので、**父母ともに被扶養者として認定できます。**

事例B	所得の種類	収入	収入限度額
父 68歳	公的年金等	190万円	> 180万円
母 65歳	公的年金等	130万円	< 180万円
父母の世帯収入合計額		320万円	< 360万円

⇨父母の世帯収入は収入限度額の合算額未満で、**母**の収入は収入限度額未満なので被扶養者として**認定できますが**、**父**の収入は収入限度額以上のため被扶養者として**認定できません。**

事例C	所得の種類	収入	収入限度額
父 70歳	公的年金等	250万円	> 180万円
母 68歳	公的年金等	120万円	< 180万円
父母の世帯収入合計額		370万円	> 360万円

⇨母の収入は収入限度額未満ですが、父母の世帯収入（370万円）が父母の世帯収入限度額の合算額（360万円）より多いので、**父母ともに被扶養者には認定できません。**

Q2 外国籍の家族を被扶養者に認定できますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A 認定できます。

被扶養者として申請する人及び加入者の国籍は問いません。ただし、扶養する人の続柄や収入等の確認は日本国籍の人と同様に行います。添付書類として代表的な例は次のとおりです。

- ①加入者との続柄、被扶養者の氏名・生年月日・性別が確認できる書類（注1）
- ②被扶養者の収入を確認する書類（注2）
- ③国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届（注3）
- ④国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届（注3）



ポイント

外国語で記載されている証明等を添付する場合は、必ず和訳（訳者の記名・押印が必要）を添付してください。

注1 加入者が世帯主の場合、配偶者又は子の認定は住民票でも可。加入者が世帯主でない場合や、配偶者・子以外の認定の場合は、戸籍に相当する証明や本国の証明等が必要です。

注2 収入書類は「平成29年版 事務の手引」105頁を参照してください。なお、収入がない人で、最近来日し1月1日現在日本に住所を有していないため市区町村の非課税証明書が交付されない場合は、その旨及び今後国内外における収入の見込みがない旨を記載した口述書と、パスポートの写し（氏名・生年月日及び出入国年月日が記載された箇所）を添付してください。

注3 上記③と④の届書は、加入者が65歳未満で、配偶者が20歳以上60歳未満の場合に提出してください。国内に居住していない配偶者も、当該届書は提出してください。

被扶養者認定申請事例(父母の認定、外国籍の家族の認定)

業務部 資格課

被扶養者認定申請事例の最終回となる今回は、父母の認定と外国籍の家族の認定について説明します。
被扶養者の基本的な事項は、「事務の手引 平成29年版」97頁又は私学共済ホームページを参照してください。

Q1 父親(65歳)が会社を退職しました。退職後は200万円の年金収入のみとなります。また、健康保険の任意継続はせず国民健康保険に入ります。父親は収入限度額以上の収入があるので、被扶養者にはなれないと思いますが、これまで父親の被扶養者となっていた母親(60歳)を私(加入者)の被扶養者にできますか。母親は年金も他の収入もありません。なお、私の収入は600万円で、両親とは別居していますが、これからは仕送りなどをしていくつもりです。

A 父親の退職を事由として母親を被扶養者に認定できます。ただし、父親は配偶者である母親を優先して扶養する立場にあるため、父親の収入や健康保険の状況を確認のうえ、主として加入者の収入により生計を維持していることが確認できる場合に限られます。

ポイント

認定に当たっては母親の収入が限度額未満であることが条件ですが、扶養義務には優先順位があり、夫婦相互扶助義務の観点から、父親に被用者健康保険(任意継続を含みます)の適用がある場合は母親を加入者の被扶養者に認定できません。また、父母の収入の合計額が父母それぞれに適用される収入限度額の合計額を上回っている場合や、加入者の収入より多い場合も被扶養者に認定できません。

今回の例は、

- 1) 母親は60歳以上だが、現在年金を受給しておらず他の収入もない。
 - ⇒ 60歳以上の場合の収入限度額は、公的年金収入がないときは年収130万円未満、あるときは180万円未満であり、母親の収入は限度額未満である。
- 2) 父親は退職後に健康保険の任意継続をしない(国民健康保険に加入する)。
 - ⇒ 父親は被用者健康保険に加入していない。
- 3) 父母の世帯収入は200万円(父親200万円+母親は無収入)で、加入者の年収見込み額は600万円である。
 - ⇒ この場合の父母の収入限度額の合算額は310万円(父親180万円+母親130万円)なので、父母の世帯収入は限度額を下回っている。
 - ⇒ 父母の世帯収入は、加入者の年収見込み額よりも少ない。

以上1) 2) 3)の確認により被扶養者として認定できます。添付書類は次のとおりです。

- ①加入者及び母親の戸籍謄本 ⇒ 加入者との続柄、母親の生年月日、父親の状況を確認します。
- ②父親の雇用保険離職票の写し又は退職証明書 ⇒ 父親の退職年月日を確認します。
- ③父親の国民健康保険証の写し ⇒ 父親が被用者健康保険制度に加入していないことを確認します。
- ④母親の最新の非課税証明書
- ⑤60歳以上の母親が公的年金を受給していない理由を記載した口述書(母親の記名・押印が必要)
- ⑥父親の退職後の年金額が分かる改定通知書の写し
- ⑦母親を扶養する理由書(加入者の記名・押印が必要)
 - ⇒ 同居・別居の状況、仕送りの状況等、加入者が扶養している実態について具体的に記載してください。



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

「賞与等支給報告書」は、あらかじめ賞与等の支給月として報告されている予定月の前月に、学校法人等へ送付します。ただし、磁気媒体及び電算用紙による賞与等の報告を登録した学校法人等には、報告書は送付しません。

賞与等を支給したときは、支給日（同月内に複数回、賞与等を支給した場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金等は、12月19日(火)受付分までを、12月分の掛金等（1月送付）で調定する予定です。

【賞与等支給報告の注意点】

- ・賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等を支給していない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与等区分までを二重線で抹消してください。抹消せずに0円や空欄の報告書を提出すると「未確認連絡書」が送付されます。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- ・記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・磁気媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

加入者向広報「レター」1月号及び年金者向広報「共済だより」1月号等の発送

加入者向広報「レター」1月号を1月初旬から学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は11月末現在の加入者数です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）。詳しくは送付状を確認してください。

到着しましたら、加入者への配付をお願いします。不足の場合は、広報班まで連絡してください。

なお、年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として同封します。年金者宛てには1月中旬に発送します。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

1月22日送金分は**12月28日(木)**が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

私学共済ホームページをご活用ください

◎事務担当者用ページ

共済業務スケジュールや事務担当者の基礎知識等を掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは、毎号本頁の右上に掲載しています。

◎様式用紙等のダウンロード

①キーワード②内容(分類)別③用紙名(あいうえお順)の三つの方法から必要な用紙を探することができます。

◎加入者用ページ

私学共済制度の概要等、刊行物、健康管理に役立つ(メンタルヘルス等相談サービスの利用方法等)を掲載しています。ユーザー名・パスワードは、加入者向広報「レター」11月号(Vol.118)の25頁又は「私学共済ブック2017」〔保健・宿泊編〕の203頁に掲載しています。

【広報相談センター 広報班】

12月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 11月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・日常事故コース加入申込締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等 11月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 12月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 1月22日送金申し込み締め切り

1月の共済業務スケジュール

4日(木)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(土)	貸付 12月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り



年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では12月29日(金)から1月3日(水)までの年末年始をお休みとさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等宛てに送付しています。
限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。
また、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕にも掲載していますのでご活用ください。



助成業務

私学振興事業本部
〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページ上のシステムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含む)

12月28日(木)午後5時45分～1月4日(木)午前10時

e-マネージャ

12月19日(火)午後5時45分～1月下旬(開始日は別途ご案内します。)

※ e-マネージャの休止期間中、大学ポर्टレートに掲載されている教育情報の更新はできません。

※上記のページ以外は通常どおり閲覧できます。



宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022
 (JR「名古屋」駅から地下鉄東山線「栄」駅、地下鉄桜通線「久屋大通」駅、「丸の内」駅下車、それぞれ徒歩5分。又は地下鉄鶴舞線・東山線「伏見」駅下車徒歩8分) <http://www.hotelgp-nagoya.com/>

気心の知れた仲間との旅行を兼ねた同窓会はいかがですか？
 懐かしい仲間が集う同窓会は、気兼ねなく使える宴会場で。
 ホテルならではの料理とおもてなしで、心行くまでゆっくり
 とお過ごしください。

同窓会プラン 1名様 5,500円～8,500円

取扱期間：通年
 予約人数：6名様から承ります。
 プラン内容：料理、フリードリンク（2時間制）（会場使用料を含みます）
 ※加入者は、6,500円以上のプランをご利用の場合、10%割引になります。
 ※追加7,500円にて宿泊（1泊朝食付）も承ります。



宴会会場

料理（イメージ）

葉山 相洋閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
 (JR「逗子」駅からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分)

冬の葉山は、相模湾越しに霊峰富士がくっきりと見える絶好の
 スポットです。お得なプランを今年もご用意しましたので、葉
 山海岸の散策で自然をお楽しみください。

冬得プラン 1泊2食（2名1室/1名様）8,500円

取扱期間：平成30年1月8日～3月15日

まんぷくプラン 1泊2食（2名1室/1名様）10,600円

取扱期間：通年（年末年始・夏期期間を除きます）

※1名1室でご利用の場合は、いずれも1,000円の割増となります。



相洋閣から望む富士山

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に
 私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満た
 した場合、**国の利子助成**が受けられます。
 利子助成は二つのパターンがあります。

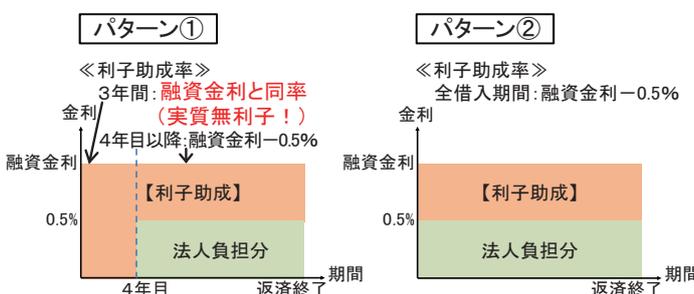
そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、
 機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備
 計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利（平成29年12月1日現在）

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校（園）舎などの 建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舎やセミナー ハウスなどの建 築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品など の購入	0.70	0.41	—
	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了ま
 の固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、
 またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の
 全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp